

えいのうキング

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 就農・経営支援係
Tel 641-1212 内線 430

令和9年度山形市認定農業者 経営改善計画支援事業要望調査

1 事業の概要

認定農業者が農業経営改善計画に即して、安定的かつ効率的な農業経営を行うため、農業用機械・ハウス等の導入及びオーバーホールに要する経費について、支援をするものです。

2 対象者、対象内容・条件、補助率等

	整備事業（機械やハウス等の導入）	オーバーホール事業（機械の点検）
対象者	市内に住所を有する認定農業者（71歳以上の方は農業後継者がいることが必須）又は認定農業者で組織する団体（構成員に満70歳以下の方を含むこと）	市内に住所を有する認定農業者又は認定農業者で組織する団体
対象内容※	機械・ハウス等の導入（乾燥機や格納庫等、一部対象外のものがありますのでご注意ください） 中古の場合、法定耐用年数（7年）を超過していないこと。 ※田植機・コンバインについては、「農業機械導入支援事業」（別紙）の対象になります。 ※ハウス導入の工賃については、補助対象経費に含まれません。	コンバイン及び法定耐用年数（7年）を超過したスピードプレーヤーのオーバーホール ※コンバインについては、法定耐用年数内であっても対象とする。
対象内容の条件	事業費が50万円以上のもの	事業費が10万円以上のもの
補助率等	事業費の30%以内（補助金上限100万円） ※但し、トラクターを導入される場合は、農産物の販売額が1,000万円以上の個人、3,000万円以上の法人に限り上限150万円	事業費の30%以内（補助金上限20万円）

3 要望について

別紙要望調査書に必要事項を記入し、令和8年10月8日（木）までに提出してください。整備事業については※見積書を必ず添付してください。

※見積書：単純に定価の金額で作成するのではなく、機械・ハウス等の実際の導入計画に即した金額（値引き等）で作成していただくようお願いいたします。

なお、今回の要望で事業を確定するものではございませんのでご承知おきください。

4 その他

来年度の事業内容について、今後変更になる場合がありますので、ご了承ください。

また、今回の要望を提出した方で、その後要望を取り下げた場合、次年度以降の要望を受け付けできなくなる可能性がありますので、確実な計画でご要望ください。

令和 9 年度農業機械導入支援事業費補助金の要望調査

下記の補助金を要望される方は、別紙要望調書に必要事項を記入し、見積書（税抜額と消費税額がわかるもの）を添付の上、令和 8 年 10 月 8 日（木）までご提出ください。

なお、今回の要望で事業を確定するものではありません。
また、下記の対象等詳細は令和 8 年度の内容です。令和 9 年度事業については、内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

農業機械導入支援事業	
農地の集約化を目指す認定農業者等及び農業法人等による大型農業機械の導入を支援します。	
対象者	・水稻の生産を行っている認定農業者等 （満 70 歳以下の認定農業者、水稻の生産に係る後継者がいる満 71 歳以上の認定農業者、認定農業者で組織する団体（満 70 才以下の構成員を含む）） ・対象作物（水稻・土地利用型作物）の生産を行っている農業法人等 （集落営農を含む）
対象物件	・認定農業者等 田植機、コンバイン（汎用型または自脱型）、それらと一体となって使用する各種アタッチメント（箱施用剤散布機、同時施肥機、除草剤散布機、直播機など） ・農業法人等 上記の対象機械と畔塗機及び代掻きハロー、及び土地利用型作物に係る機械（トラクターを除く） ※詳細はお問い合わせください。
補助率及び上限額	補助対象物件の購入に要する事業費の総合計額の 10 分の 3 以内の額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、2 年後の作付計画面積に応じて、次のとおり上限額を定めています。 ・作付計画面積が 5ha 未満の場合、上限額 100 万円 ・作付計画面積が 5ha 以上 10ha 未満の場合、上限額 150 万円 ・作付計画面積が 10ha 以上の場合、上限額 375 万円（法人は 500 万円）

・機械が中古品である場合は、事業実施年度において法定耐用年数に達していないもので、残年数が 3 年以上あることが必要です。

【お問い合わせ・要望調書提出先】

山形市農林部農政課営農改善係 ☎ 0 2 3 - 6 4 1 - 1 2 1 2 内線 4 3 3 ・ 4 3 4

離農・規模縮小の際は農業委員会へお早めにご相談を！

離農や経営規模の縮小により使わなくなる農地がある場合は、次の農業者へ円滑に引き継ぐため、お早めのご相談をお願いいたします。

農地の引き継ぎがスムーズに行われないと、遊休化・荒廃化が進んでしまいます。

■放置すると、このようなリスクが発生します

- ・借り手が見つかりにくくなる(草刈りや耕起などの維持管理コストが増加)
- ・鳥獣害の発生源となる(イノシシやシカ等の隠れ家・餌場化)
- ・地域の景観や農地保全機能が損なわれる

■農業委員会のサポート内容

- ① 貸借手続・売買手続の支援
(既存貸借契約の解約・新規貸借契約、売買の手続き方法をご案内します)
- ② 農地の引継ぎ先の探索
(農業委員・農地利用最適化推進委員によるマッチングを図ります)
- ③ 農地の引継ぎ先の提案
(地域計画に基づき、集約化に繋がる引継ぎ先を検討・提案します)

【ご相談・お問い合わせ先】

まずは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員 または 農業委員会事務局 までご相談ください。

■ 農業委員会事務局 | 電話:023-641-1212(内線:775・776・916)

※スムーズなご案内のため、事前にご予約の上でお越しください。

生活道路における自動車の法定速度の引き下げについて

令和 8 年 9 月 1 日から、生活道路における自動車の法定速度が 60 km/h から 30 km/h に引き下げられました。農道、林道、港湾道路等は、センターラインがあっても法定速度は30km/h となります。

法定速度を遵守するとともに、法定速度の範囲内であっても、路面や交通の状況、天候状況に応じた安全な速度での運転を心がけてください。

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。
道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

令和 9 年度山形市認定農業者経営改善計画支援事業要望調書

郵便番号	〒			—		
住所						
フリガナ 氏名					年齢	歳
自宅電話				携帯電話		
消費税の扱い	税込み					税抜き

◇ 事業実施年度において 71 歳以上の方は農業後継者がいることが必須です。

農業後継者の氏名		後継者の年齢	歳	続柄（申請者から見て）	
----------	--	--------	---	-------------	--

1 整備事業

	機械・ハウス等の名称及び能力・規模等※馬力・能力、〇棟〇㎡等	新規・更新	新品・中古等の区分	整備予定時期
例	トラクター 45 馬力	新規・更新	新品・実演機・中古	令和 9 年 5 月
1		新規・更新	新品・実演機・中古	令和 年 月
2		新規・更新	新品・実演機・中古	令和 年 月
事業費（消費税込額）		(円)		

※見積書要添付（税抜き額と消費税額がわかるようにしてください。）

※実演機・中古の場合、令和 9 年度において法定耐用年数（7 年）に達していないものに限る。

2 オーバーホール事業（コンバイン・スピードスプレーヤー）

	機械	事業費		取得年月	実施予定時期	備考 (コンバインのみ)
例 1 台	コンバイン	税込	540,000 (円)	昭和 平成 令和 26 年 9 月	令和 8 年 8 月	稲刈前・稲刈後
1 台		税込	(円)	昭和 平成 令和 年 月	令和 年 月	稲刈前・稲刈後

※オーバーホール事業は見積書の添付は不要です。

提出期限 令和 8 年 10 月 8 日（木）

（提出先）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号 農林部農政課 就農・経営支援係 あて

令和 9 年度山形市農業機械導入支援事業費補助金要望調書

郵便番号	〒 —				
住所					
氏名				年齢	歳
自宅電話	— —		携帯電話	— —	
R8年の水 稲作付面積		R11年の水 稲作付面積		確定 申告 の状況	①本則課税 ②簡易課税 ③2割特例(イホ [®] イ) ④免税事業者

※上記農業者の年齢が 71 歳以上の場合

農業後継者 の氏名		農業後継者 の年齢		続柄	
--------------	--	--------------	--	----	--

団体の場合

団体名		
構成員名・年齢 住所		
構成員名・年齢 住所		

対象機械の購入

	機械の名称及び能力・規模等 ※馬力・〇条刈り	新規・更新	新品・中古等の区 分	整備予定時期
例	田植機 〇条植	新規・ 更新	新品 ・実演機・中古	令和9年5月
		新規・更新	新品・実演機・中古	令和9年 月
		新規・更新	新品・実演機・中古	令和9年 月
事業費(消費税込額)		(円)		

※見積書を添付してください。

※見積書の金額は、税抜き額と消費税額がわかるようにしてください。

※実演機・中古の場合、令和9年度において法定耐用年数(7年)まで3年以上残っているものに限りです。

提出期日 令和8年10月8日(木)必着でお願いします。

(提出先) 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 農林部農政課営農改善係あて

Fax : 023-641-1865 e-メール : nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp